

令和8（2026）年度 栃木県職員採用選考考査〔歯科衛生士〕受験案内



栃木県人事委員会
宇都宮市埴田 1-1-20（県庁南館 1 階）
TEL 028-623-3313
栃木県ホームページ [栃木県職員採用](#)



第1次考査日：9月27日（日）

受付期間：7月10日（金）午前8時30分～8月17日（月）午後5時15分

申込方法：インターネット申込み

1 職種、採用予定者数、受験資格等

| 職 種 | 採用予定者数 | 受 験 資 格 | 職 務 内 容 |
|-----------|--------|--|-----------------------------------|
| 歯 科 衛 生 士 | 1 名 | 昭和 40（1965）年 4 月 2 日以降に生まれた人で、 歯科衛生士の免許を取得しており、免許取得後 4 年 以上歯科衛生士法（昭和 23 年法律第 204 号）第 2 条に規定する業務に従事した経験を有する人 （※1）（※2） | 衛生福祉大学校において、歯科衛生学科の 教務等に従事します。 |

（※1）の業務経験の期間については、令和8（2026）年6月30日現在の通算期間とし、同一期間内に複数の業務に従事した場合は、いずれか一方のみの業務経験に限ります。1月未満の日数は30日を1月として計算してください。なお、最終合格決定後、業務経験の確認のため職歴証明書等を提出していただきます。

（※2）歯科衛生士法第2条に規定する業務は次のとおりです。

- | |
|--|
| <p>① 歯科医師の指導の下に、歯牙及び口腔の疾患の予防処置として行う次に掲げる行為</p> <ul style="list-style-type: none">・ 歯牙露出面及び正常な歯茎の遊離縁下の付着物及び沈着物を機械的操作によって除去すること。・ 歯牙及び口腔に対して薬物を塗布すること。 <p>② 歯科診療の補助</p> <p>③ 歯科衛生士の名称を用いて行う歯科保健指導</p> |
|--|

※ 日本国籍を有しない人も受験できますが、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わる職に就くことはできません。また、就職が制限されている在留資格の人は受験できません。

※ 次の各号のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 栃木県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2 考査の日時、場所及び合格者発表

| 区分 | 日 | 時 | 場 所 | 合格者発表 ※2 |
|-------|----------------------------------|--|----------|---|
| 第一次考査 | 9月27日(日) | | 栃木県庁研修館 | 第1次合格者は、10月2日(金)(予定)に受験番号を県ホームページに掲載して発表します。 <u>※文書での通知は行いませんので、必ず各自で確認してください。</u> |
| | 受付 | 8:15～9:00 | | |
| | 説明 | 9:15～9:40 | | |
| | 適性検査 | 9:40～10:15 | | |
| | 教養試験 | 11:00～13:00 | | |
| | 作文試験※1 | 14:30～15:30 | | |
| | 専門試験 | 16:10～18:10 | | |
| 第二次考査 | 10月8日(木)、9日(金)、13日(火)のいずれか指定する1日 | | 栃木県庁本庁舎等 | 最終合格者は、10月22日(木)(予定)に受験番号を県ホームページに掲載して発表します。 <u>※文書での通知は行いませんので、必ず各自で確認してください。</u> |
| | 口述試験※2 | ※第2次試験における職種ごとの日程概要を9月1日(火)(予定)に県HPで公表します。 | | |

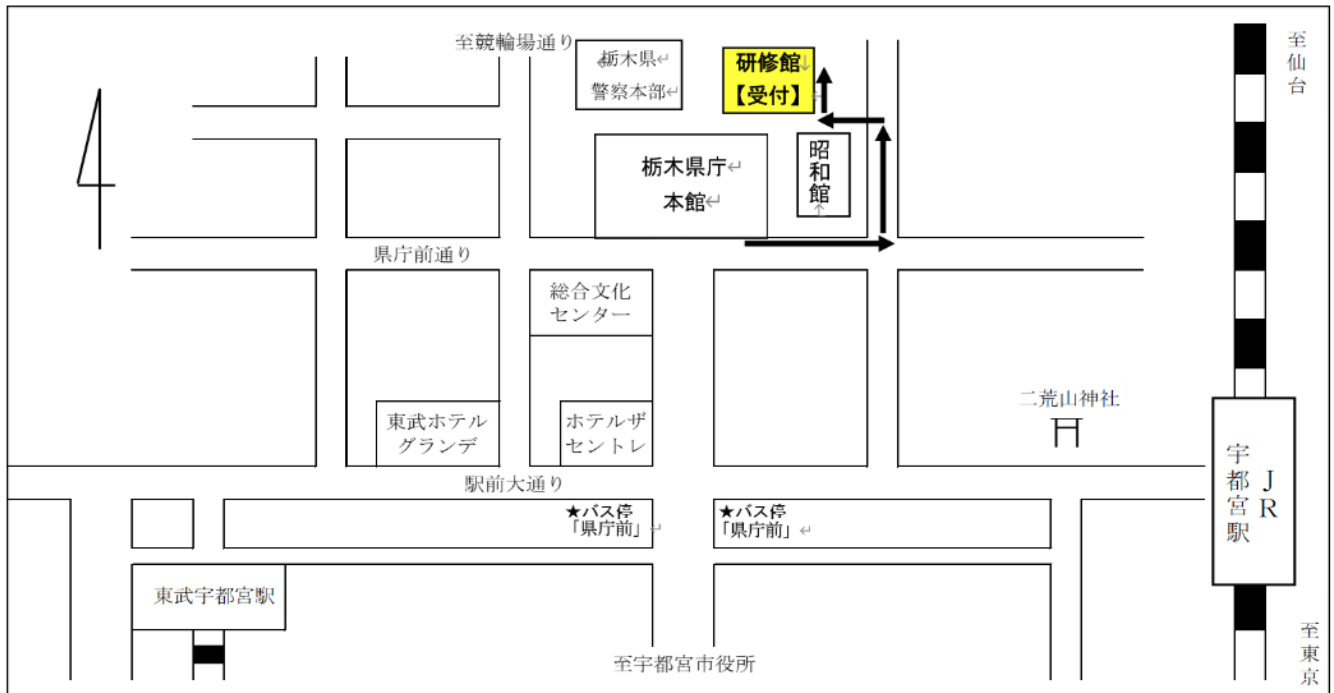
※1 作文試験は、第1次考査日に実施しますが、採点は第2次考査で行いますので、第1次合格者の作文についてのみ採点します。

※2 具体的な日時や提出資料等は、第1次合格者発表と併せて栃木県人事委員会ホームページに掲載しますので、必ず確認してください。

(<https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/top.html>)



【第1次考査会場案内 栃木県庁本庁舎等】



○JR宇都宮駅西口→栃木県庁⇐

JR宇都宮駅西口バス乗り場から約10分、「県庁前」バス停で下車後、徒歩5分⇐

○東武宇都宮駅→栃木県庁 徒歩10分⇐

- ・ 考査会場及びその周辺には駐車場がありません。公共交通機関を御利用ください。考査会場、周辺路上及びその周辺の商業施設等での駐停車による送迎は、近隣への迷惑となりますので、固く禁じます。

(注意事項)

- ・ 考査会場は、敷地内を含めて全面禁煙です。
- ・ 第1次考査当日には以下のものを持参してください。
受験票、面接カード、鉛筆（HB以上の濃いもの）、消しゴム、時計（計時機能のみ。携帯電話やスマートフォン、腕時計型端末は時計として使用不可。）、昼食
※作文試験のみシャープペンシル（芯はHB以上の濃いもの）使用可。
- ・ 考査会場にゴミ箱はありません。ゴミは必ず持ち帰ってください。
- ・ 受付時間に遅れた場合は受験できません。ただし、鉄道の遅れにより、やむを得ず会場への到着が遅れる場合には以下に電話連絡してください。（これ以外の理由による電話連絡は御遠慮ください。）
[栃木県人事委員会事務局] 090-8700-7652
- ・ 考査実施に影響のある地震・災害・鉄道の遅れ等の発生により、考査日程等を急きょ変更する場合は、栃木県人事委員会X及び栃木県人事委員会ホームページに掲載します。



3 考査の種目、配点及び内容

| 区分 | 種目 | 配点 | 内 容 |
|-------|------|------|--|
| 第一次考査 | 教養試験 | 50点 | 公務員として必要な一般的知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。試験の程度は高校卒業程度で出題分野は次のとおりです。（50題出題） 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈 |
| | 専門試験 | 50点 | 歯科衛生士として必要な専門的知識及び能力について、記述式による筆記試験を行います。出題分野は次のとおりです。（40題程度出題） 人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論、歯科診療補助論 |
| | 適性検査 | — | 公務員として必要な素質及び適性を有するかについて検査します。 |
| 第二次考査 | 作文試験 | 50点 | 公務員として必要な表現力等について、記述式による試験を行います。 （60分：800字程度） （参考）令和5（2023）年度課題：「私を成長させた出来事や経験」 |
| | 口述試験 | 350点 | 主として人物について、個別面接による試験を行います。（1人：約30分） |
| | 資格調査 | — | 受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について調査します。 |

(備考)

- ※ 最終合格者は、第1次考査の得点と第2次考査の得点を合計した総合得点の高い順に決定します。
- ※ 第1次考査の合計得点、専門試験、作文試験及び口述試験の得点にはそれぞれ合格基準を定めており、この基準に達しない場合は、他の試験の得点にかかわらず不合格となります。

4 採用

最終合格者は、令和9（2027）年4月1日採用予定です。ただし、補欠合格制度を導入しているため、**最終合格者全員が採用されるとは限りません。**

なお、受験資格を満たす業務経験を有していないことが判明した場合には、採用されません。

令和8（2026）年12月25日に施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務に従事する職員については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめ御了承ください。

- ※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第2条第7項及び第8項を参照してください。

5 給 与

学歴及び経歴を考慮の上、初任給（給料）が決定されます。現行（令和8（2026）年4月1日現在）の職員の給与に関する条例等に基づく初任給の基準では、例えば年齢が26歳で免許取得後の歯科衛生士としての業務経験が5年間の場合、初任給は259,168円（地域手当4.0%（県内勤務の場合）を含んだ額）となります。

なお、官公庁、会社等に勤務した経験のある人は一定の基準により加算されることがあります。

このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、超過勤務手当等がそれぞれの条件によって支給されるほか、期末・勤勉手当が6月と12月の年2回、合わせて平均4.65か月分（本県における在職期間等によって異なります。）支給されます。

6 受験手続

電子申請（インターネット申込み）で申し込んでください。（インターネットを利用できない方は、8月7日（金）正午までに栃木県人事委員会事務局（TEL028-623-3313）にお問い合わせください。）

なお、車いすを使用するなど受験に際して要望のある方は、会場準備の都合がありますので、申込みの際に必ずその旨を連絡してください。

| | |
|----------------------|--|
| <p>申込方法</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県人事委員会のホームページにアクセスして、「インターネット申込み」を必ず最後まで読んでから申し込んでください。 (https://www.pref.tochigi.lg.jp/k02/pref/saiyou/kenshokuin/moushikomi.html) ・電子申請による申込み後、10分以内に「申込完了通知メール」（到達のお知らせ）が電子メールで送信されます。このメールが届かないときは、申込みがなされていないので、すみやかに栃木県人事委員会事務局（TEL028-623-3313）まで電話でお問い合わせください。 ・申込審査時に必要に応じて、栃木県人事委員会事務局の電話又はメールにより連絡をする場合があります。その後の手続きが遅延し受験ができなくなる可能性がありますので、<u>確実に連絡が取れるようにしてください。</u> |
| <p>受付期間 留意事項</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・7月10日（金）午前8時30分～8月17日（月）午後5時15分（受信有効） ・手続に時間のかかる場合がありますので、余裕を持って早めに申込手続を行ってください。 ・電子申請システムの臨時保守のため、受付期間でも申込みができない場合があります。 ・パソコン等の機種や環境等により利用できない場合があります。 ・使用するパソコン等や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。 |
| <p>受験票の 作成</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・申込みの審査終了後、「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」が電子メールで送信されます。（申請から3日以内（土・日・祝日は含まない。）） ・3日経過しても「審査終了と受験票発行予定のお知らせ」のメールが届かない場合は、直ちに栃木県人事委員会事務局に電話でお問い合わせください。 ・A4サイズの用紙に印刷後、手順に沿ってはがきサイズにし、写真を貼って署名の上、第1次考査当日に持参してください。 |

7 考査結果の情報提供

考査の結果については、口頭で情報提供を求めることができます。情報提供を希望する場合は、受験者本人が、顔写真付き身分証明書（マイナンバーカード、運転免許証、学生証等）を持参して、栃木県人事委員会事務局にお越しください。電話、はがき等による申出はできません。（棄権者は申出できません。第1次考査において、教養試験を受験しても専門試験を受験しなかった場合は棄権したものとみなします。また、作文試験を受験しなかった場合は、第1次考査を不合格とします。）

| 申出のできる人 | 提供期間 | 提供する内容 | 提供場所 |
|-----------|------------------|------------------|--|
| 第1次考査不合格者 | 第1次合格者発表の日から1か月間 | 種目別得点、総合得点及び総合順位 | 栃木県人事委員会事務局 (土・日・祝日を除く 9:00～17:00) |
| 第2次考査受験者 | 最終合格者発表の日から1か月間 | | |

(参考) 令和5(2023)年度栃木県職員採用選考考査〔歯科衛生士〕実施状況

| 受験者数 | 合格者数 | 最終倍率 |
|------|------|------|
| 1名 | 1名 | 1.0倍 |